

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
7	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施されているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。	・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲かをとおさる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体にあってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとしても、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際すれた場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多くある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	・地方公共団体における財政投資の削減、行財政の効率化が図れる。 ・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。 ・長期間に及ぶ保安林解除等申請業務の時間短縮化、簡素化が図れる。 ・現在貸付を受けている箇所から生じている部分の修正(申請)がスムーズに行われるようになる。	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱いについて ・国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	妙高市	福島県、胎内市、徳島市	○土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えるため。 ○国有林野貸付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による実測に困難を来す場合がある。また、国有林と民地を跨ぐ場合は異なる測量方法により作業しなければならない場合がある。このため、GISやGPSを活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請業務期間の短縮や行政経費の節減などの効率化が図られる。 ○国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、申請者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量費用の負担が生じている。GISやGPSを利用した測量技術も進歩しており、他の管轄ではGPS測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間での簡易測量も可能となる緩和措置等を求める。
8	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならない、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目的が立っておらず、それも困難な状況である。	(1) 自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになることで、地域に真に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようになる。 (2) 職員の事務負担軽減を図ることが出来る。	農業災害補償法第85条の7	農林水産省	伊丹市	-	-
74	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。))について、審査事業が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるように必置義務を見直してほしい。	【提案の背景】 本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とことはなくなった。 また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。	農業災害補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農林水産省	石川県	群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県	○本県では昭和61年2月以降、開催実績はなく、平成16年9月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査事業が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。 ○本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。 ○京都府も平成25年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1特定組合化したことから、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とことはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・各申手続きを省くこととしたため、平成13年度以降開催実績はない。現在、同審査会を「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。 ○本県では、来年度1組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」とことはなくなると考えられる。また、法第143条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和61年以降開催の実績はない。)以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。 ○本県は、平成15年に1組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直しにより、行政運営の簡素化が図られる。 ○本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第131条の規定の適用はない状況である。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和56年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。
13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せず補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならぬ。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	事業実施主体が、農業協同組合や農地所有適格法人などの場合、市町村を経由しない方が効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、香川県においては、団体の活動範囲が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接手続きを行う方が、効率的で円滑な補助金の事務手続きが可能であり、より機動的な事業遂行が期待される。 見直しにより、市町村は、関係機関同士、密接に連携をはかることで指導管理体制を確保することに注力でき、適正な事業の執行は維持されるとともに、これまで以上に地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1(1)	農林水産省	三豊市	横浜市、海老名市、宗像市、大刀洗町	○本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せず補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
78	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業化推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。【課題の所在】この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。②また、整備交付金においては市町村が収益施設の事業実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小さな経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。【提案内容】①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなど要件の緩和を図る。	①手続きの簡素化や要件緩和により、事業の活用が進み、事業者が6次産業化へ取り組みやすくなる。②中山間地域等の小規模経営体の6次産業化への取組みを促進することにより地方創生の取組みにも繋がる。	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化関係施行日平成23年3月1日)・6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(改正平成28年4月1日)	農林水産省	島根県、中国地方知事会	岩手県、群馬県、福井県、長野県、滋賀県、五島市、沖縄県	○6次産業化ネットワーク活動交付金については、申請要件が厳しく、使い勝手がよくないという理由で、要望調査を行っても希望者が出てこない状況である。 ○6次産業化への時間が多くかかる問題があるので、簡素化できれば取り組みやすくなる。 ○総合化事業計画策定時と整備交付金の導入時期に差があるため、情勢変化に伴い施設の規模等を変更する場合、実施計画を策定する時期に総合化事業計画の見直しを行うなど、事業実施主体の事務負担が増大するケースがみられる。 ○離島地域を多く抱え、小規模経営の農林漁業者が多い本県においては、6次産業化の推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業化の推進を支援している。この交付金は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村の活性化を目的としているが、下記の課題があり、小規模経営の農林漁業者への対応が十分でない制度となっている。整備事業の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、資料作成が事業実施主体の負担となっている。 ○手続きの簡素化や要件緩和により、6次産業化に取り組み事業者にとって利用しやすい制度になることは、6次産業化の推進に資するものと考えられる。 ○整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ○事業実施にあたっては、様々な外部環境等の変化により、軽微な変更が発生する。しかし、施設整備事業の計画と総合化事業計画の内容のずれが生じた場合、総合化事業計画の変更が必要となり、手続きに数か月かかる。このため、事業実施が大幅に遅れる。また、このため、年度内に事業完了が困難となることが予想され、補助事業の申請自体が滞ることがある。このため、総合化事業計画と事業実施計画を一本化することは必要である。 ○提案団体の具体的な支障事例【課題の所在】のうち①について、事業実施計画に係る国との協議にかなりの時間を要した事例がある。 ○本県でも小規模経営体が多いため、事業を実施する場合、実施主体の負担が大きくなるのが予想される。 ○当該事業の申請手続きを簡素化することは、事務負担の軽減に加え、手続きに要する期間の短縮にも繋がると考えられることから有効である。該事業は融資残を基準に補助金額を算定する必要があり、金融機関での融資査定に半程度程度の期間を要することがほとんどである。事業計画策定等に要する期間を短縮することは、申請に要する期間の短縮に効果がある。
102	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	国営土地改良造成施設の改築等申請の県經由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を經由してしなければならない。また、原因工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を經由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を經由する意義は実情としては乏しい。なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。さらに、県を經由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生じている都道府県經由制度を廃止するべきである。(参考/本県における過去の經由事務件数) H27:41件、H26:45件、H25:61件	・都道府県經由という義務付けが廃止されることで、国と管理受託者との間で、書類等のやりとりや問い合わせ等を一元的に実施することが可能となり、事務の効率・簡素化に資する。 ・また、土地改良区等においても、承認に係る期間が短縮され、迅速な作業が可能になる。	土地改良法施行令第69条	農林水産省	茨城県、福岡県、岡山県、静岡県、群馬県	長野県、静岡県、岡山県	○国営土地改良事業により造成された施設について改築追加工事を行う場合の申請書類は、管理受託者である土地改良区から送付を受け、農政局に送付している。県では添付書類の有無の確認を行う程度で、内容についての審査をすることなく、県知事を經由する意義は乏しい。また、県においても出先機関を經由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。申請者から申請に対していつ承認されるのかと県に問合せがあるなど、処理に迅速さが求められるため、制度改革は有効と考える。 ○当県においても、承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無を確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多い。 ○承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うことになっており、県では、申請書等の經由だけを行っている。また、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられる。申請者の迅速な作業等のためにも承認までの期間短縮が必要である。(当県における事例件数 H27:18件)
124	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあつては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること)	【提案の背景】農林水産省で定める適法に基づく財産処分承認基準において、財産処分にあつては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することとなり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的支障事例】港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	【改正の効果】財産処分について、数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生する、不合理的な状況が解消され、効率的な事業の遂行が図られる。 【他省庁の事例】同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用により生じる収益のうち国庫補助金等相当額」「譲渡額のうち国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないことになっており、この点からも不合理であると思料する。	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)第22条 ○平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等」の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	宮城県、広島県	北海道	—
293	A	権限移譲	その他	地方公共団体が所有する長期利用財産の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続きの簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみ行うこととする。	【提案の背景】社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 【支障事例】昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した岩手市の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号)」の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の	【制度改正の必要性】 ・地域の創意による長期利用財産の有効活用と地域活性化の促進 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会	鳥取県、新居浜市	○適正化法の国費返還義務のある期間を経過した老朽化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・撤去を考えている。 ○提案県の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないものの、一般的な財産処分の案件はある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
294	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えないものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAIに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない、農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	【制度改正の必要性】 ・法人化の促進と競争力の強化 ・事務量の削減	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	農林水産省	九州地方知事会		
125	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけでなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じて、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	補助事業に関し、事業者に対して適切なアドバイスを行うことができ、不採択になった事業者に対して十分なフォローを行うことで、地域の実情に応じて、生産的な事業を増加させることができる。	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	農林水産省	宮城県、広島県	岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、島根県、宮崎県	○本県においても不採択事例があるが、理由等が不明なため、事業者に対してのフォローが不十分な状態である。今後、総合化事業計画の実現に向け、効率的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。 ○県で活用している6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)において、H26及びH27年度に要望配分額を下回る配分となった。H26年度の配分削減額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減した上で、不足分については県費充当を行い事業を実施した。H27年度はH26年度よりも更に大幅な配分削減額となったが、農林水産省から配分に係る大まかな考え方は聞き取れたものの算定資料は示されず、不足分については県費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の数量種の縮減とは考えるが、仮に配分額が要望を下回った場合は自治体の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ないため、配分根拠は示していただきたい。 ○「6次産業化ネットワーク活動交付金」(整備事業のうち事業者タイプ)について、申請事業者は市を經由して県に申請したものの、採択結果については、県を通じて市に採択結果のみがメールにて連絡されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければその理由も分からないままである。不採択となった事業者に対して、その理由を含む適切な回答ができないとともに、今後、申請するにあたって適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じて、個別に伝達する場を設定頂きたい。 ○6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋げていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求めらる。 ○提案団体と同様の点で支障が生じている。特に不採択事業について、国として改善が必要な点をどのように考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた説得力のあるフォローが困難。
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤去後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にがかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間にがかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
136	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県、中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県	○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求める要望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされた。 ○今後、民法が改正(債権関係)された場合、今まで以上に借入人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。 ○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。
254	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県	○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式(連帯保証人必須)と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。 ○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。 ○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求める要望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされた。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								団体名	支障事例
158	B 地方に対する 規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。 事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、効率的、効果的な事業実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、長野県、岐阜県	○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接関係する部分もあるなど、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により1/2を超過して委託可能とされたい。 ○本交付金を活用したエゾシカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がないため、猟友会等の狩猟団体へ委託を行わなければならない。また、捕獲団体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々からエゾシカ肉の魅力や伝え、効果的なエゾシカ肉の消費拡大を目指すことを目的として、民間企業に有効活用事業の委託を実施しているところである。これらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で、本交付金においては、委託割合について50%以内の制限が設けられていると考えられるが、道が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者との各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道職員の現地での確認や指導を行うなど、実態として事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めていただきたい。 ○広域に生息するカワウについては、各市町村が単独で捕獲等を行うより、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的である。しかし、県には捕獲等ができる職員がいないため、漁協等へ捕獲等を委託しなければ実施できない。鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
21	B 地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか。」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。</p>	<p>整備・運営コストの削減は、以下の効果をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入事業者の増加により、水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。 ・水素料金の低減につながり、FCVユーザーにとってメリットが増大し、FCV普及が加速する。 <p>敷地境界との距離規制を緩和することにより、敷地に余裕のない都心部でも水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。</p>	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	愛知県	宮城県、神奈川県、名古屋市	
214	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCVフォークリフトに係る屋内水素ディスペンサー設置基準の緩和を図ること。	FCVフォークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充填が可能であることがFCVフォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充填は不可能となっている。	FCVフォークリフト屋内充填が可能となれば、外部との往来が不要となり、衛生環境の保全の確保、作業効率の向上やコストダウンが期待できる。また、多種多様な業種への展開も期待される。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	徳島県、鳥取県	神奈川県	
215	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCVフォークリフトへの水素セルフ充填を可能とすること。	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCVフォークリフト作業者が、セルフ充てんを行うことはできない。	水素ステーションの運営コスト(立会者の人件費等)の削減に繋がるとともに、FCVドライバーの利便性の向上を図ることができる。また、物流倉庫等においては、FCVフォークリフト作業によるセルフ充てんを可能とすることにより、最大限の作業効果を発揮することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	経済産業省	徳島県、大分県、兵庫県、鳥取県、堺市	神奈川県、愛知県、大阪府、香川県	○本県でもFCVフォークリフトの導入を希望する業者にヒアリングしたところ、事業所内におけるFCVフォークリフト作業による水素充填が認められていないため、運営コストが高くなることから、同様の措置を求めるとの意見があった。
216	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条、道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、鳥取県、京都市	宮城県、長崎県	○FCVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極に進める必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。	第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出るとは困難である。 また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があり、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられている。 ※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面	多くの書類を添付した再度の設置届の事前提出が不要となり、事業者の負担が軽減される。 また、届出内容が簡素化されることで、自治体側の書類確認事務や事業者からの相談対応などの事務負担が軽減される。	高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項	経済産業省	富山県	埼玉、千葉、新潟、広島	-
26	B	地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、インシデンが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものと考えられる。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集約かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっている。 また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。4月から5月は二ホンジカが出産前で、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 ○【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が必要となっている。このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。
43	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲	小規模事業者持続化補助金に 移譲すること。 (都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。 H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。 【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。 このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。 なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画書が必要となるが、県でも経営の向上を目指した経営革新計画承認制度があることから、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	埼玉県	新潟県、浜松市	-
96	A	権限移譲	産業振興	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべきである。 具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)について、都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の実情を良く知る都道府県が行うことが適切である。 平成26年度の地方分権改革に関する提案募集において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	栃木県	新潟県	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
89	A	権限移譲	産業振興	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。	経営革新計画の認定を指定都市でも行うことができるようにすることにより、中小企業にとっては経営革新計画の策定支援から認定までを一貫して市のレベルで行うことが可能となり、利便性が向上する。また、本市にとっても、関係団体であるさいたま市産業創造財団との密接な連携により、本市の中小企業支援策との連携をより円滑に行うことが可能となり、もってさいたま市まち・ひと・しごと創生戦略に位置付けている「中小企業の競争力強化による雇用創出」にもつながるものと考えられる。 なお、経営革新計画の承認については、全国的には承認件数が減少傾向にある中で、埼玉県では経営革新計画の承認窓口の増設等により承認件数が増加(平成26年度260件→平成27年度766件)しており、経営革新計画の承認に至るルートを増やすことは、承認件数の増加という効果もたらすものと考えられる。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経済産業省	さいたま市	浜松市	
225	A	権限移譲	産業振興	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで当該事業の情報が不明のため、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。 ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事業が発生している。 ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県	○事前に、商店街から申請があったことを含め、異に情報提供し、交付審査に当たり、県が意見する機会が提供されていないため、県内の地域ごとの実情が十分に反映されているとはいえない。 ○商店街の活性化については県と地元市町が連携して商店街団体等の取組み等に支援を行っているが、国の補助金については異に情報提供がなされず、新規施策立案時の情報が不足が生じ、支援内容が重複する可能性がある。
226	A	権限移譲	産業振興	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。 ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について適時適切な共有がないため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。 ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることができる。 ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言 日本再興戦略 “ちいさな企業”成長本部行動計画	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県	○国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んでしまう。 ○利用者からすると、複数の事業主体の支援メニューを確認する必要があり、煩雑である。 「小規模事業者支援人材育成事業」については、商工会・商工会議所が県の交付金を活用して行う研修の講師やテーマが、国の研修内容と重複する可能性がある。研修のテーマや講師の設定に際し、地域の意見が反映されない。
45	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実 居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	埼玉県	新潟市、経井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もおおむね取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。 ○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。 このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあっても、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。 もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
54	B 地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積1,000㎡超について、例えば、法律で現在4月間と規定している届出事項の県縦覧期間を1か月から2か月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1か月から2か月の短縮をする。)	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	地元説明会の段階で住民との調整を支援なく終えている事業者は、早期に開店することが可能になる。 また、縦覧期間の短縮化が図られることにより、県審査会の開催時期との調整が柔軟に行えるようになる。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	岡山県	徳島県	-	
62	A 権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。 特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	経済産業省	富山県	-	-
71	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適合供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600㎡未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付け) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県	滋賀県、徳島県	-
92	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	【制度改正の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にコージェネレーション設備を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「コージェネレーション設備は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなされ、具体的な措置を求めることはできなかった。 【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会で整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。 CO2排出量削減効果:再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効 ○周辺地域に対する防災・保安効果:停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー需給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるコージェネレーション設備に含まれるものではない。	蓄電池設備の導入が促進されることにより、蓄電池の低コスト化が図られ、事業者の将来的な負担軽減に資するとともに、ピークカット・ピークシフト対策及び停電時のバックアップ対策としても有効である。制度の改正は、分散型エネルギーシステムの導入促進及び低炭素社会の推進に資するものである。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	栃木県	山形県、栃木市	○近年の急速な地球温暖化問題への意識の高まりを背景として、新エネルギーの導入促進等の活動がさかんになっている。こうした活動は単にコスト削減の目的のみならず、社会貢献活動を目的とした取組の一環としても行われており、民間企業が太陽光発電施設と同様に「蓄電池施設」を設置するケースも増えている。また、昨今、住民にとっても蓄電池施設が環境にプラスになる施設であるとの意識が広まっている。県内においても、企業から「蓄電池施設」を環境施設に加えてほしい旨の要望が提出されている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
93	B 地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県	福島県、茨城県、新潟市、静岡県、宮崎県	○ 変更認可申請にあたっては、事業者に対して県手数料条例に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することからも、変更届出可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○ 本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がる可能性がないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。
94	B 地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除	砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。	【制度改正の経緯】 業務主任者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】 業務主任者については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一体化することが望ましい。 なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各都県とも事例はないとのことだった。 【支障事例】 認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る砂利採取法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務主任者資格については、試験による付与のみとする中で、災害発生時の防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。	砂利採取法第6条第1項第5号口及び第15条第2項	経済産業省	栃木県	岩手県、福島県、茨城県、新潟市、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	-
95	B 地方に対する規制緩和	産業振興	採石業務管理者の認定の規定の削除	採石業務管理者の認定の規定について削除を求める。	【制度改正の経緯】 業務管理者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】 業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一体化することが望ましい。 【支障事例】 認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務管理者資格については、試験による付与のみとする中で、災害発生時の防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。	採石法第32条の4第1項第5号口及び第32条の13第2項	経済産業省	栃木県	岩手県、茨城県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	-
141	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水脈の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予測される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるとし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流が扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホテルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水資源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所でも、地下水が溢れだす被害も出ている。埋戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀りや異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	滑川市	-	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。 ○進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようになっている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。 しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないという。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県	宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えていない。 また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄物実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。 ○本県には、政令指定都市が1市、特別市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立入検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。 3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。 ○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。 フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。 中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
14	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。	【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定の必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画の手続きの簡素化が図られ、適切な都市計画変更が可能となる。 (参考) 同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示まで約1年の期間を要するが、市単独の場合、約半分の期間で決定・告示が可能となる。	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第1項第1号	国土交通省	青柳市	倉敷市	○国道2号線に隣接した消防署出張所を用途廃止して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。 人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、柔軟な見直しを市町村の権限で行うようにしてもらいたい。特に、公共施設が建設されていた土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると推察される。 ○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。
277	A	権限移譲	土地利用(農地除)	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。	【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。 【支障事例】 区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規に開通に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。 こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定の必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。	都市計画法第15条	国土交通省	八王子市	-	○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。
17	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みの都道府県經由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止すること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止することで、受験者の利便性向上を図る。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	愛知県	岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士溶解委員会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるとも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。 ○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。 ○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○電子申請と書面による申請の窓口が異なっていることは、受験者の混乱を招く。 また、本団体では昨年度も郵送・窓口合わせて700人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大きな負担となっている。 本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く来庁される。また郵送による間違った申請も多く、原則は本人に返送するが、期限ギリギリの場合は国に直接送付するなど、事務処理が非常に煩雑となっている。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 ○現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。
50	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるのと同時に、行政の効率化にも資する。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	埼玉県	岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士溶解委員会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるとも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。 ○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 ○提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。
292	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の義務付けを廃止すること	【現行制度の概要】 不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。 【支障事例】 現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。 さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一窓口が明確でないために受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。	【制度改正による効果】 受験申込みの都道府県經由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	岩手県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士溶解委員会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。 ○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
33	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続	・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成が難しくなる。 さらに、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。	【支障事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成が難しくなる。 【懸念の解消策】 国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業が否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。	重点配分対象以外の事業も含めた整備計画にすることにより、計画の管理が容易となり、交付申請等の手続きもスムーズにできる。 また、計画を細分化することにより目標達成が困難になる可能性があるが、提案が実現することによりそのような事態を避けることができる。	・社会資本整備総合交付金交付要綱第8 ・社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日国管会第4200号 事務次官通知) ・社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)	国土交通省	相模原市	北海道、川越市、神奈川、厚木市、新潟市、京都府、京都府、高知県、福岡県、大牟田市、久留米市	○本市における既存の整備計画も、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、重点配分を受けるために計画の一部を切り離すと目標達成が難しくなる可能性が、少なくとも現計画内では経過措置として重点配分を含む整備計画であっても、重点配分を受けられるよう制度緩和をお願いしたい。 ○H29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要があるが、既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成が難しくなる。 ○社会資本整備総合交付金の本来の創設趣旨は、地方自治体が抱えるまちづくりの課題を総合的・一体的に解決するため、従来の個別補助金を統合して創設されたものと認識している。当該趣旨に基づき、地方自治体で作成する社会資本整備計画は、目標実現のための基幹的な事業や関連する事業を総合的・一体的に組み合わせて実施することにより、相乗的な効果を発現させることを目指した計画とすることが求められているものと理解している。したがって、重点配分対象事業のみで構成される整備計画では、複合的なまちづくりの課題に対応した整備計画とすることは難しくなる。地方自治体が創意工夫を凝らして総合的に策定した整備計画よりも、重点事業のみで安易に構成される整備計画が優先されてしまうのは、本来の創設趣旨にそぐわないと思われる。 ○既存の整備計画では、記載した要素事業により整備目標を達成するものであるため、計画の一部を切り離すと目標が達成できなくなる。このため、少なくとも現計画の整備期間内においては重点配分対象事業が含まれた整備計画であれば比較的有利な予算配分が受けられるよう、経過措置計画という考え方は好ましいものと考えられる。 ○重点配分対象事業を抽出する意義は理解しており、予算要望において重要な要素ではあるが、実務においては、計画の細分化により交付金の効率的な執行に支障が生じると考えられるため、整備計画書の備考欄記載というような方法もあると考える。 ○住宅・建築物の耐震化については、重点配分事業とそれ以外の事業を一体的に進めているため、提案に賛同する。 ○重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑となっている。整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業が否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。 ○重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。事務手続きの簡素化につながるため、改正は必要と考える。 ○当市既存計画では、重点配分にあたる要素事業と重点配分にあたらぬ要素事業で構成された整備計画となっているが、整備計画単位としては重点配分となれない状態である。重点配分を受けるに当たっては、重点配分にあたる要素事業のみで構成した整備計画を別途作成する必要があるが、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる可能性がある。また、整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であり、計画の一部を切り離すと目標達成が不可能となることも想定される。
44	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳は必ず精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せようか。	【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(＝計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。 現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。 【支障事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。	受注業者にとつて、4～6月(第一四半期)は発注が少なく苦しい時期であるが、手続が簡素化されれば早期発注が可能となり、県内企業が早く潤う。 また、早期に事業着手が可能となることで、未契約繰越の削減にも繋がる。(未契約繰越の額に応じて翌年度の交付金が削られる傾向あり)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要綱	国土交通省	埼玉県	福島県、郡山市、海老名市、金沢市、広島市、山口県	○平成28年4月5日付け総務省通知(総務第73号)等にもあるように、国は平成28年度予算の早期実施を各自治体へ要請しており、できる限り前倒しで事業を実施する等の対応が求められている。そうした要請に応えるためには、「早期の事業着手が前提となることから、交付申請等に係る手続をできる限り簡素化する等、より市町村の自主性が発揮される環境整備が望まれる。 ○交付申請に当たっては、社会資本整備総合交付金申請等要綱第1章第10の規定に基づいて、「交付金を充てて、施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面」の扱いで、申請用所毎に事業概要書を作成して申請書を行っているが、近年、事業概要書へ工程内訳等の記載が求められ、事業概要書の作成に多大な時間を要しているのが現状である。 ○平成28年度も、交付決定日は5月25日であり、4月・5月は事業着手できない状態であった。建設業界からも4～5月の発注を求められており、本市としても支障を感じている。事業着手は、交付決定日ではなく、内示日から可能とすべきである。 ○当市においても、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であり、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。早期に事業着手が可能となるなど、未契約繰越の削減にも繋がると思われる。申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方に任せようか。 ○受注者側より、年度初めにおける早期発注を強く望む声は多く、国の変更手続き簡素化を望むものである。さらに、本市としては、交付金へのゼロ国債制度の適用を要望しており、前年度中の発注や2カ年による工事実施による平準的、効率的な施行が可能となる。 ○本県でも、申請書の作成に多大な時間を要しているが、提案のとおり、要素事業ごとの経費の詳細内訳については、必ず精算報告されること、また、交付決定単位での決定額に変更のない経費の配分の変更は、軽微な変更とされることから、当初申請時に記載の必要性は低いものと考えられ、本提案の実現により申請時の事務の簡素化につながるものと考えられる。(交付申請時に提出する「実施に関する計画」については、記載は省略できるとされている。)
48	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	【制度概要】 戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。 【支障事例】 本県でも、既存戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」としている「戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりとするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと。	人口減少などにより住宅の需要が減少し、一戸建ての住宅を含み空き家が増加傾向にある。 空き家の解消の一つの手段として、一戸建ての住宅を他の用途に転用することが促進されることにより、有効活用・減少につながる。 例えば、既存の一戸建ての住宅をシェアハウスに改修することで、空き家である住宅の活用が促進される。 さらに、家賃の安い若者向け住居を確保することで、若者を集め、地域の活性化につながる。	建築基準法施行令第23条	国土交通省	埼玉県	広島県、愛媛県、長崎県	○本市でも、既存一戸建ての住宅を老人福祉施設等に用途変更する際には、階段を改修しなければならないのかという相談が寄せられることがある。建築基準法に適合させる必要があることから計画を断念するケースもある。 ○【支障事例】既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準に適合させる必要がある。本県でも、用途変更の相談があり、階段の改修まで至らず、断念した事例がある。 【懸念の解消策】寄宿舎に該当する小規模なシェアハウスについては、代替措置として、両側に手すりを設置する措置を講ずることによる緩和が期待できるのではないかと。 ○【支障事例】空き家をシェアハウスに用途変更する場合、規模や形態に関わらず寄宿舎として扱うため、防火避難規格が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでいない。 【地域における課題】市街地、郊外に関わらず、空き家となっている一戸建て住宅が増加しているが、有効な活用方法がない。 【制度改正の必要性】建築基準法におけるシェアハウスの定義は明確ではない。規制の対象となるシェアハウスの規模や形態を定めることで、適用される防火・避難に関する法令が明確になり、空き家からシェアハウスの用途変更が進むのではないかと。 ○階段の基準が適合しないことにより、用途変更を断念される事例が存在する。また、変更を行う部分を一部に限定する事例もある。 ○【制度概要】戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。 【支障事例】本県でも、独居の若者や高齢者が利用するために、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更できないかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要があるが、大規模な改修を必要とする階段が支障となる場合がある。また、建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」の最低基準に近い「一戸建ての住宅」が一定数あることから、相談に至らず断念した事例もあると思われる。
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に接続された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように規制緩和することで、施設の管理者が地域の状況に応じて災害に強いトイレを整備できるようにする。	建築基準法31条	国土交通省	富山県	東金市、上越市、広島県	○建築基準法第31条では、下水道処理区域内において公共下水道に接続された水洗トイレの設置義務があるが、非常時に防災拠点・避難所では、代替機能として合併処理浄化槽等に切り替えが可能ななどの対策を講ずることも必要であると考える。下水道法第10条ただし書きを許可要件として、建築基準法第31条のただし書きを設けてもよいのではないかと。 ○下水道については、災害の発生場所、規模等によっては早期復旧、稼働が難しいことも想定される。地域の状況や防災計画などを考慮したうえで、下水道処理区域であっても防災拠点、避難所に合併処理浄化槽を設置することは有効な対策のひとつであると考えられるので、そうした選択も可能となるよう規制の緩和を望む。
61	A 権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	国土交通省	富山県	-	-

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
65	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	本市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、本市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整った事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。	公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。 公共交通会議において協議が整った事項に対する資料が省略されるなどの手続の簡素化により、処理期間が短縮され、前倒しの運行開始が可能となるなど住民要望への対応のスピードアップが見込まれる	道路運送法 施行規則9条第2項	国土交通省	中津川市	松本市、大村市	○コミュニティバスを運行していたにもかかわらず、平成24年10月に国の手続きの煩雑さを理由にコミュニティバス運行のプロポーザル参加を取りやめた事業者がいた。 ○コミュニティバスの運行に係る手続きが簡略化され、処理期間が短縮されることについては、その必要性を感じている。 ○平成28年10月にデマンドタクシーを本格運行へ移行するため、6月に地域公共交通会議を開始し、9月までに道路運送法第4条許可を取得するよう事業者(タクシー会社)に依頼しているところである。申請は事業者から行い、また、事業者はその申請の経験がないため事例と同様な状況が確認できないところである。制度改正により簡素化、期間短縮が図られるならば地域公共交通会議の実施も有意義なものと考えられる。 ○本市においても、交通空白地域や交通弱者対策として、乗合タクシー等の導入を検討しており、今後同様のことが想定される。
71	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に合う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うおとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応することになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利用分の取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公署局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県	滋賀県、徳島県	—
80	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。	【制度改正の必要性と効果】 地域のコミュニティ活動の拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設の公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や、高齢化と加入率の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の手助けとなる。 また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総額で、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の削減が可能と見込まれる。 なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園19,400㎡の整備により、23.79㎡と十分に確保される見込みである。	都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第5条	国土交通省	釧路市	北海道、倉敷市	○公共施設等総合管理計画を策定し、公共資産の保有量の削減に向けて調整を進める段階に来ている。 ○公共施設の集約化・複合化を進め、機能集約した公共施設を設置する場合には、新たな用地取得を行うのではなく、街区公園などの用途変更を行って、施設地として活用したい。元来、住宅地域に設置されている公園は、福祉関連施設、コミュニティ活動関連施設などの設置場所として、適しており、活動促進に有効だけでなく、財政負担の軽減にも寄与すると考えられる。 ○都市公園内に、公園施設以外の建築物を設置すると、都市公園としてのオープンスペースが失われ、オープンスペースがあることによって発揮される都市公園の効用が発揮されない恐れがある。 一方、地域において児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的し、不特定多数の児童が利用可能な施設であれば、都市公園の効用を全うする施設と考えられる。 オープンスペースとしての効用は、都市公園法第4条に定める、建ぺい率の基準により担保されることを斟酌すれば、上記施設を都市公園法第2条第2項に定める公園施設とすることの検討は妥当と考えられる。
278	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	【提案の背景】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。 【支障事例】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用してほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。	地域コミュニティの核である。地縁団体の加入率は、平成16年度67.7%であったものが、平成27年度には60.1%まで下がり、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点の確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。	都市公園法第2条 都市公園法施行令第5条	国土交通省	八王子市	—	○【現状・課題】自治会館を所有している自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の移設を検討する必要が生じることがあり、その移設先となる土地がない現状がある。 ○【制度改正の必要性等】制度改正により都市公園内への自治会館設置に対する規制緩和が実現すれば、都市公園が上記のような問題を抱えている自治会の自治会館移設先の候補地とすることができ、地域コミュニティの醸成に寄与できるものと考えられる。公園管理者との協議が必要である。 ○本市においても、同様の要望・相談は自治会から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治会館の建設に資するものと考えられる。
83	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるもの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に終る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行うおとるとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確認できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。	空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	日高市、練馬区、徳島県、大村市、延岡市	○提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。 ○本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空き家の相談を受けており所有者に空き家放置による危険性を促しているが、「相続が終わっていない」「お金がないなどの回答」に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ていると時間を要してしまい対応に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。 ○倒壊等が危惧される空家として、市内に100軒以上を把握しており、強風等が発生した場合に通りにかかった市民や近隣の住民及び家屋に危害を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。
93	B 地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県	福島県、茨城県、新潟県、静岡県、宮崎県	○変更認可申請にあたっては、事業者に対して単手数料例に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することからも、変更届出可能な軽微な変更については、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がる可能性がないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。
141	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予想される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予想される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早川月の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所でも、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀り異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	滑川市	—	—

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
113	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	浜松市	鳥取市、徳島市、宇和島市	〇公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるよう同様に見直しを求める。 本市においてもごみ処理施設の統廃合を検討しており、速やかな都市計画の廃止手続きが行えるよう「軽易な変更」の対象に追加していただきたい。 〇新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。 〇一般廃棄物の中間処理施設は、「都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域(※Aとする)で運転している。平成35年度までに、他市と共同でごみ処理施設(ごみ焼却施設及び粗大ごみ破砕施設)を清掃センターが立地する都市計画決定済の区域(A)に建設していくことが平成27年度に決定し、環境影響評価手続きを進めている。 〇既都市計画決定の区域が変わらないが、国に廃棄物管理を譲ったと思われる県の見解は名称等変更する「軽易な変更」に当たらないとして、正規の都市計画決定・変更手続きを前提とした都市計画決定権者による環境影響評価手続きが必要とのことであった。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、当市の場合、ごみ処理施設の広域的集約化を図るべく、既存の都市計画決定区域内での施設の集約化をしようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。」という提案に類すると思われる。 既都市計画決定の区域内で、ごみ処理施設を建替するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない、市民に対して真に必要な手続きとしての妥当性の説明をすることに窮するものである。 〇本市においても、今後、一般廃棄物処理施設等の廃止が見込まれることもあり、浜松市と同様、既に代替施設が稼働するなど、施設として廃止しても市民生活に影響のない場合等については、事務の簡素化及び事務経費等の削減のため、軽易な変更の対象としていただきたい。
256	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (構成市における具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	指定都市市長会	宇和島市	〇新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽微な変更でよいと考える。
119	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を確認している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確認していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確認している放置自動車については、行政代執行に基づく手続きを経なければ除却することができない。そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確認している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまらの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	公園管理者により、速やかに放置自動車を除却することができれば、公園利用者の危険もなくなり、また公園やまらの美観を保つことができる。	都市公園法第27条第3項	国土交通省	岐阜市	北海道、日南市、上越市	〇本市においても1年前から都市公園内に放置自動車が投棄され、市の環境保全条例による処分を行うおうとしたところ、所有者は判明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイルに登録あり)がついているため、所有者を確認しなくても手続が完了する。現在も公園内に放置されている。また、所有者は、車をロープで購入していたため、自動車ディラーの名義となっており、購入者(住所不定・居所不明)が使用者の名義となっている。現在、民事執行法による強制執行の処分を研究中である。 〇当市で管理している河川緑地管理棟の駐車場にH27.9月頃から自動車放置されていた。警察に相談し、警察が所有者へ当該自動車を移動するよう促していたが、H28.5月ようやく所有者が当該自動車を移動した事案あり。 〇この都市公園でも起こることである。手続きには時間がかかると、著しく公益に反する」の解釈も限定的であることから、都市公園法において、速やかに除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。
123	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員及び市町村の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	【改正理由】 国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用についての一定の基準の必要性を否定するものではないが、都市計画は各自治体の責任において運用されるものである。 【制度改正による効果】 地域の実情に合った審議会運営が可能となるとともに、委員への女性登用率の向上が期待される。 特に、審議会における男女の均等な登用については、女性の社会進出を促進するものであり、一億総活躍社会の実現に資するものである。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	国土交通省	宮城県、広島県	-	〇本県議会でも、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定めるものを除く。)ことを先例で定めており、議員の就任を必須とする政令と、県の附属機関に対する監視・調査機能の確保の観点との間で齟齬が生じている。 〇今後、県都市計画審議会において、地域に密着したまちづくりの観点等からも、地域住民代表者やNPO等が委員として審議していただくことが必要となることも考えられる。このため、県の実情に応じて、県の数で委員構成を決めることができるよう、政令で規定されている役職の緩和がなされることについては、賛成である。なお、当県都市計画審議会条例では政令の範囲内で、委員の構成等を規定している。
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に導入できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画面上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	〇本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。 進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求められることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) 〇同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求められることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) 〇半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを廃止すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき果が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではないと制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを廃止すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき果が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにより時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	
137	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	【制度改正の必要性】 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中小旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。 【支障事例】 本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行業者では、隠岐ジオパーク(鳥根県)、山陰海岸ジオパーク(兵庫県、京都府)等を素材とした広域圏の商品造成ができない。 現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。 【規制緩和を行った場合の懸念】 実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図れないとの指摘が想定されるが、第3種旅行業者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。	国土交通省が推進する「広域観光周遊ルート」を活用した旅行商品を取り扱う事業者は、地域に根差した中小の旅行業者が参入することにより、事業者の競争力が強化され、旅行の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。 また、訪日外国人旅行者を含めた交流人口及び消費の拡大、雇用の創出等につながり、観光立国の実現とともに地方創生、地域の活性化にも資する。	旅行業法施行規則第1条の2第3号	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	北海道、埼玉県、愛知県、鳥取県	○本県では知事登録旅行業者のおよそ7割が第3種旅行業者である。第3種旅行業者の取り扱う募集型企画旅行の実施区域が限られていることから、地域の観光資源を有効に活用し、地域ならではの文化や産業に触れられる着地型観光プログラムの商品化が進んでいない。本県の特色である産業観光や武蔵観光などは、近隣県との周遊により、より多様性と魅力を持った商品造成が可能となる。 ○本県でも地域の観光資源を基にした多様な広域観光周遊ルートの創設に取り組んでいるが、県内の中小旅行業者は同様に第3種旅行業者が多く、登録業者の変更は年数件ほどである。このため、着地型旅行を推進する第3種旅行業者のエリアの拡大は有効であると考える。 ○地域を熟知した中小旅行業者等(観光協会、NPOなどを含む)が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要であるが、こうした中小旅行業者等は第3種旅行業登録取得する者が多く、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自ら募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。 ○本県においても、例えば営業所が本土にある旅行会社や、しまなみ海道エリアにおいて航路で結ばれた島を対象として募集型企画旅行を実施しようとしても、実施区域が限定されていることから、広域的な旅行商品の造成ができない事例がある。	
154	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸貸付住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸貸付住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0～214,000円)。 本府においては、特別賃貸貸付住宅(収入階層:月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸貸付住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円～487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	214,000円を超える収入階層の世帯についても添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7項、別表第二の31の項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	-	-	-
171	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移+034.E34送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	【現状】 自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など公共交通空白地域等で、国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。 【支障事例】 過疎地や公共交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停までの距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重たい荷物を持つ移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送サービスを提供しており、こうしたサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢化が急激に進む中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が徒歩圏内では難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができず、ボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。	公共交通空白地有償運送に位置づけることにより、地域公共交通会議において協議が行われるため、既存のタクシー事業者との合意を得ることができる。有償運送が可能となることにより、継続した外出支援事業の実施が図ることができる。 対価を負担することによりサービスの提供を受ける高齢者が遠慮なく利用可能となり、高齢者の孤立化の防止や見守りなど、地域コミュニティの維持・醸成が可能となる。	道路運送法第78条(有償運送) 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の形態について(平成18年9月29日自動車交通局旅客課長)	国土交通省	兵庫県、三田市、滋賀県、和歌山県、鳥取県	鹿角市、袖ヶ浦市、八王子市	○公共交通空白地有償運送の登録制度における運送主体は、社会福祉法人、NPO法人などの非営利団体が認められているが、過疎が進む山間地では、NPO法人等団体を組織する及び維持することさえ困難な地域も発生している。 ○路線バスの撤退や、元々バス停までの距離がある地域、丘陵団地においては騒音・安全性の理由により路線バスの経路追加出来なかった高齢化により移動が困難になった等の理由により、交通空白地域が点在している。地域福祉バスや地域交通事業などでカバーしている地域もあるが、地域によっては、地域ボランティアによる対象者を限定して行う移送サービス希望している。ボランティア実施者が活動に必要な経費を確保できず継続に支障をきたしているケースもあり、希望する地域への継続的な運行を行うためには、移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和は、当局としても必要と判断している。 ○本市には、バス路線(フィーダー系統)から2～3km程度離れた、タクシー事業者の営業所等もなく、移動手段の確保が困難な地域が点在している。現行の法制度では、この地域が公共交通空白地と判断されるか不明であるため、客観的に交通が不便であると認められる地域については、公共交通空白地有償運送が可能となるよう、登録要件を緩和すべきである。 ○交通空白地域において、高齢化が進み自家用自動車を持たない交通弱者は、地域のボランティアによる外出支援を一律必要としている。本市において、NPO団体により実施されている外出支援を含む生活支援サービスは、上記のような理由から、年々利用者が増加しており、地域に無くてはならない存在となっている。しかしながら、一番必要の高い外出支援については、実費(ガソリン代等)以外の金銭の収受が認められていないことから、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などは徴収することができず、採算面で自立が難しい状況である。また、そのような経営上の問題から、提供側のボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっており、地域の認定を受けることにより、有償運送が可能となるような登録要件の緩和が必要となっている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
197	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の実家に帰省して宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。ただし、安全性確保のため、避難経路での非常用照明の設置(※)、屋内階段の両側に手すりの設置を条件とする。	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 (2)④建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	国土交通省	広島県	鹿角市、徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更する際の規制緩和は有効と考える。 ○市内で一時期部屋賃の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。 ○空き家オーナーからは宿泊施設として活用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには設備投資によるコストと手続きに時間を要し、支障がある。 例えば、古い日本家屋の場合、階段の勾配は、現行の旅館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保するため部屋を潰して階段にする、物件としてあきらめる、といった事例があり、魅力的な古民家でありながら、宿泊施設として活用できない事例がある。 また、内装制限については、準不燃性能等の壁紙での対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそれがある。使用方法にも着目した検討が必要である。 ○100㎡以上の戸建住宅を移住・交流のための簡易宿泊所(ゲストハウス)として改修する計画があり、古民家の魅力を活かすために、必要最低限の改修とする等の規制緩和が必要である。	
198	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者には手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 300㎡以下の建物については、用途変更の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出する申請書(図面等を含む)により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類が簡素化され、事業者の負担軽減につながる。 また、100㎡を超える空き家の利用が進み、空き家の宿泊施設としての利用を促進し、国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推進につながる。	建築基準法第87条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更時の確認申請を不要にすれば空き家の有効活用が促進される。 ○市内で一時期部屋賃の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。	
199	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時に、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する)	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	【制度改正の必要性】 1)今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化、公表することにより、事務の円滑かつ効率的な運用が期待される。 2)承認から同意を要しない協議とすることにより、事務負担の軽減、事務処理の迅速化が期待できる。 なお、都市計画を策定する際に国土交通大臣の同意を得ていることから、大臣の承認ではなく同意を要しない協議で十分と考える。	(1)建築基準法第49条 (2)建築基準法第49条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○宿泊施設へ立地規制がかかる用途地域においても、空き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となることにより空き家活用の選択肢が広がる。 ○市内で一時期部屋賃の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。 ○ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することは、必要と考える。 ※旅館業法に基づき旅館業の許可の基準に関しては、上記の地域的規制を前提とした上で、申請物件ごとに許可の可否を判断する。	
216	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながるが期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条 道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都府	宮城県、長崎県	○FCVの普及のために、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極的に進めることが必要である。	
222	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域及びそれに関連する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のため道路運送法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。)に限られているが、過疎地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。 一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	自家用有償運送に対応可能な準公的団体が存在しない地域においても、観光誘客上の「二次交通」の確保につながる。	道路運送法第78条、同法施行令第48.49条	国土交通省	徳島県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	鹿角市、美馬市	○中心市街地から離れた地域では旅館等が自らの営業のため送迎バスを運行している例が見られるが、こうした地域では、バスの便数が少ない、タクシー事業者の営業所が無いなど、移動手段が確保できない場合が多い。旅館等も登録可能になると、二次交通及び生活に関する移動手段の確保に繋がる。 ○本市は自家用車による移動が主流であり、公共交通機関としてJRの駅があるが駅を降りてからの交通手段が徒歩、タクシーに限られるのが現状である。市内宿泊業者も、予約段階で送迎途中に観光地へ立ち寄れるか等の問い合わせもいただくが、できない旨を伝えると、予約に結びつかないケースがあったとの話を聞く。規制緩和が進めば、観光誘客上の「二次交通」の確保につながり、本市の課題である過疎型観光地から滞在型観光地に向けた商品開発に結びつくと考えられる。 ○平成27年4月1日付の道路運送法施行規則の改正により、自家用有償旅客運送の実施主体として「権利能力なき社団」も認められ、観光関係の協議会等も自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能になった。観光関係の協議会等が存在しない場合には、旅館事業者等民間事業者が観光客向けの移送サービスの担い手となることも、地域の活性化に向けた公共交通網を形成するうえで必要となってくる可能性はあるが、いずれにせよ、既存の交通事業者が担う部分と自家用有償旅客運送で担う部分の役割分担について、市町村が主体となって調整し、地域公共交通会議等の場で議論したうえで、双方納得する形で明確化する必要があると考える。	
229	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるように規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う送迎送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全てを公費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動	特にNPO法人や地域住民団体との共催や後援する事業へのかわりが土曜・日曜、祝祭日に集中、その運転経費全てを公費で負担しなければならないため、特別な事情がない限り、利用は見合わせている状況である。今後の人口減少を見据えれば、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを提唱し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力できない。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が容認されれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。	道路運送法第78条 「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)」は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」 同79条「自家用有償旅客運送」を行うとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」	国土交通省	湯沢市	-	-	-
253	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を境界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	区画整理事業において境界確定の必要となった事案に対し、境界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	豊田市	小山市、埼玉県、日高市	○境界立会いに非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。 現在、境界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業施行者が境界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。 ○組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じないため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分が支障を来すことが想定されるケースがある。これらの地区界について、境界特定制度を活用し、確定させていきたいが、境界特定制度の申請人は登記名義人等に限定され、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
255	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	耐火構造の1階部分を造ることにより上階の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大径製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	木材の流通市場に合わせた木材利用をすすめることで、より多くの学校建築で木造化の推進ができる。規模等にもよるが、木造化と単なる木質化では同規模程度の小学校で約550㎡の使用量の差があり、これらの建築に地域で製材された一般流通材が活用されることにより、更なる需要喚起がはかられ、ひいては地域の森林整備や健全な森づくりの実現につながる。本市では近々に中学校校舎増築設計を予定しているが、この提案が実現し校舎の木造化がはかれれば250㎡程度の需要喚起が期待できる。	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	国土交通省	豊田市	-	-
260	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づき利用しか出来ない義務付けの緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例) 未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを行い、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定め計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用ができない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	公法規定に関わらず住民が利用する施設のために供することや、売却し別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができる。また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の縮減につなげられる。	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	国土交通省	指定都市市長会	-	-
264	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	指定都市市長会	新宿区	〇本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われぬ計画が散見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。 〇繁華街、商店街、幹線道路に囲まれたエリアにおける駐車場の出入口位置は、現行法に基づく安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性等を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。
272	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用についての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間に収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用の障壁となっている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に對しての対応が困難となっている。 池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和40年～60年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れて保育・集会・学習・休養等の用途に利用するために建設されてきたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を候補として挙げにくい状況となっている。	共同利用施設が小規模であることや地域に偏在する、という特性を活かしつつ、活用方法をより柔軟に検討できるようになることで、自治体の収益の改善や住民サービスの向上につなげられる。他用途への転用や民間活用等の具体的な内容については今後検討していくこととなるが、活用の一例として、小規模保育施設や、高齢者のデイケア施設、企業、NPO等への貸しオフィス、会議室等が考えられるところ。	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令14条	国土交通省	池田市	-	-	
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「児童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と児童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。	【提案の背景】 国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余剰教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならない、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることとなる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。	学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に児童保育所の円滑な整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。	学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	八王子市	旭川市、柏市、相模原市、厚木市、長野市、東海市	〇児童保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があると、設置場所などで学校や教育委員会との調整に難航することも多く、要件が緩和されれば施設整備が進めやすくなる効果が期待される。 〇学校内の余剰教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設置して、受入児童数の拡大を図っているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所に設置するための選択肢を増やすためにも要件緩和を求める。 〇本市でも小学校の余剰教室を一時利用という形で放課後児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の崩れを受け、余剰教室減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの単独施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。
276	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよ「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)&及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をすることも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	柏市、寝屋川市、伊丹市、徳島県	〇自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 〇本市の自転車等放置防止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去することができるが排気量50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前50cc以上の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去できなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。 〇本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去が可能であると考える。 〇本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 〇本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しばしば、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
290	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求めます。	公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承継:約2,000件	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。 円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 ○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。 その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約22,000件 ・家賃減免:約1,000件 ・入居決定:約1,000件 ・同居承認:約600件 ・地位承継:約300件
298	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【効果】 療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステム窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	千葉県、静岡県、浜松市、京都市、鳥根県、岡山県、広島市、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念がある。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能のため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求めます。
299	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	-	-

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
26	B 地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支庁での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集約かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、徳島県、宮崎県	北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっている。 また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。 4月から5月はニホンジカが産卵前、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、産卵前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個人の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が必要となっている。 このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。
35	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、集約かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。 千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6カ月を満たさない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまふ。 計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画案策定(約1カ月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家からの意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1カ月) ※指定管理鳥獣とは:イノシシ、ニホンジカ(環境省指定)	捕獲事業の実施期間を長期間確保することができるようになり、通年での困り込みにより捕獲事業の効果が高まるため、指定管理鳥獣の捕獲が促進され、農業被害の低減が期待できる。	鳥獣の保護及び管理を図るための基本的指針IV第二三	環境省	千葉県	北海道、いわき市、静岡県	○ニホンジカの個体数を効果的に減らしていくためには、産卵前の4～5月に、メスジカを捕獲することが有効であるが、現状では、3月上旬までには捕獲を終了する必要がある。 また、年度当初も、迅速な契約手続きに努めているが、従事者証の発効等の事務や火薬類譲受許可等の手続きに時間を要するため、年度当初からの捕獲が実施できない状況である。 事業実施期間が、複数年で設定することができれば、個体数削減に有効な3～5月に捕獲実施が可能となり、効率的な個体数削減が期待できる。 ○実施計画策定に必要な調整に時間を要し、また策定後も契約手続き、捕獲準備(入林手続き等)にも時間を要し、実質的な捕獲期間に限られることについては提案団体と同様である。 加えて、これまで捕獲実績がない鳥獣保護区などで捕獲を実施する場合は、初年度の成果の検証を踏まえ次年度に対策を講じると、同一箇所でも複数年実施することがより効果的な捕獲を行える可能性が大きい。 捕獲事業の実施期間の確保及び複数年実施する場合の事務手続きの簡略化からも実施期間を複数年で認められることが望まれる。
36	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが(実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要)、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない(細部の変更を除く)とされている。 なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けていない。 計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がりが、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画案策定(約1カ月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家への意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1カ月) ※①②は国の基本指針に基づくもの、 ③は鳥獣保護管理法第14条の2第4項に基づくもの、 ④⑤は指定管理鳥獣捕獲等交付金事業実施要綱に基づくもの	事務手続を迅速化・簡素化することにより、効果的な捕獲事業を実施するために要する捕獲期間をより多く確保することが可能となり、指定管理鳥獣の捕獲が促進される。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ	環境省	千葉県	北海道、いわき市、熊本県	
166	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等にあつては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲等ができるようになることで、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、増加するこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑制する効果が期待される。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	岐阜県	静岡県、兵庫県、五島市	○本県においてもイノシシ・シカ等の被害が多く、「狩猟鳥獣(シカ・イノシシ等の有害鳥獣を除く)捕獲禁止区域」としての指定を行う場合がある。 しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の同意が得られない場合の例外的措置であり、十分な防除対策・有害捕獲を既に実施していることなど指定のハードルが高く、指定は数カ所にとどまっている。 通常の鳥獣保護区を更新する場合も含め、有害鳥獣による農林水産被害が多い区域において、区域の指定に係る利害関係者の同意を得ることは非常に困難であり、有害鳥獣まで保護する現在の鳥獣保護区制度が、現状に適合しないという意見も多い。 ○近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定猟具禁止区域への変更を求める声が市町から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺での農林業被害が深刻であることに起因している。鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内市町では、捕獲報償金制度の適正執行を図るため、狩猟中の有害捕獲許可を敬遠する傾向があり、狩猟期において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲班を除いてほとんど行われていないのが現状である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようしている。フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県	宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えない。 また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄物等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。 ○本県には、政令指定都市が1市、特別市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。 3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。 ○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。 フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。 中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1~2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて(改正平成27年10月1日環境省発1510014号)	総務省、財務省、環境省	高根県、中国地方知事会	岐阜県	○【支障事例】 本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。 しかし、国直轄(施行委任)事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなり、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。 平成25~27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。 また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違ふことで入札業者の混乱が生じている。 ○【支障事例】 本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。 施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加要する。)事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県、事業者とも負担を生じる。 また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。
168	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特例基準の策定権限を都道府県知事に移譲するとともに、同特例基準に基づく許可行為の事務権限を移譲すること	【現状】 自然公園法の特別地域内で、工作物を新築し、改築し、又は増築する場合の許可にあたって、建ぺい率や容積率が厳しく制限されている。 【支障事例】 今年度国立公園編入60周年を迎える瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、乱立する保養所や研修施設等が相次いで閉鎖している。 (平成6年には226件、平成15年には135件の企業保養所等が営業していたが、現在、営業中では70件であり、10年単位で半減している) また、閉鎖施設81件の管理状況は、外観上、引き続き利用できると思われるものが15件(18.5%)で、残りの66件(81.5%)は、荒廃が進み、利用できない状況にあるが、自然公園法の規制が地域の実情に合っており、国立公園内の老朽化している建築物の建替や売却が進んでいない。 国立公園の管理は国が実施することとなっているが、このような状態が続けば、景観の悪化や環境破壊に繋がりがねず、治安の悪化の恐れもある。 なお、当地域では、国立公園としての豊かな自然環境、魅力を維持しつつ、閉鎖や休館が進んでいる保養所等の遊休施設の新たな利活用をはかり、山上の賑わいを取り戻すため、兵庫県と神戸市が合同で、関連事業者、住民、有識者等の参画を得て「六甲山土地利用プロジェクトチーム」を本年5月に発足したところであり、今後の対策の一環として今回提案するものである。	現地に精通した知事が、県環境審議会等の意見を聴いた上で特例基準を定め運用することにより、地域の実情を踏まえた国立公園の環境保全や利活用が促進される。	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	環境省	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県		
169	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国立公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	【現状】 「都道府県知事は、国立公園の特別地域内において、工作物の高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国立公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。 【支障事例】 兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円(H27年度、全国5位)となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディーな対応が望まれる。 しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間(申請受理から回答まで)が2~3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国立公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。 さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。	環境大臣との協議を廃止することで、国立公園の管理責任を持つ都道府県知事による許認可を迅速に行うことができ、地域の実情を踏まえた国立公園の適正な環境保全のための対策に資する。	自然公園法第20条第5項、第68条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
112	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」の範囲の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することによって、同項の「廃棄物」の範囲を明確化すること。	放射性物質のうち一定の量や濃度を超えるものについては、放射線障害防止法等の関係法令によってその取扱いが規制されているが、関係法令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確でない。廃掃法において、廃棄物とは「放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く」とされており、環境省の見解によれば、低レベルの放射性物質であっても除かれるとされている。一方、原子力規制庁に確認したところ、関係法令で規制されない低レベル放射性物質の取扱いについては管轄外とのことであった。したがって、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質を廃棄しようとしても、関係法令では規制されず、かといって廃棄物として処理することもできないことから、市民からの処理方法に関する問合せに適切な助言ができず、苦情が寄せられている。また、ごみとして排出された場合、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない。	関係法令で規制される放射性汚染物であっても、原子力規制委員会の確認を受けることで、廃掃法上の放射性汚染物でないものとして取り扱うことができていることから、関係法令で規制されないレベルの放射性物質は、そのまま廃棄物として処理しても環境衛生上の支障はないと考えられる。廃掃法第2条第1項の「放射性物質」を「関係法令によって規制される放射性物質」と特定することで、市はそれに該当しない低レベル放射性物質を廃棄物として処理できるようになるとともに、市民に適切な処理方法を周知することができ、結果として、市民の利便性が向上するとともに、問合せに対する適切な助言や保管に伴う行政コストの解消に資する。	廃掃法第2条第1項放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第2第3項核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第3項	環境省	松山市	柏市、北区、鳥取市、八幡平市	○本市においても、提案団体同様、ラドン温泉器がごみとして排出され、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない状況にある。(3件事例有り) ○平成25年1月、市内において、放射性投棄物が発見され、処分先・処分方法等について県とあわせて国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり法の対象外または放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。投棄現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動も出来ないまま現地で仮保管されている。 東日本大震災の放射能問題による住民感情もあり、市有施設等への移設も出来ない状況である。早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分出来るようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。 ○当自治体においても同様の事例があり、放射性物質を含む不要物について、廃棄物処理法上の廃棄物として処理できずに保管している状況にある。保管が長期になれば、自治体の負担も大きくなることから、当該不要物を廃棄物処理法の枠内で処理することができるよう規制の緩和を求めたい。
132	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。 【具体的支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用(2カ月間)して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	県の事務の軽減及び経費の削減が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について (H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	環境省	山梨県	静岡県、徳島県	○管理票に関する国への報告書は毎年度、委託により集計業務を行っているが、本県の施策等へ反映が図られていないため、廃止により事務・経費の削減に有効である。
249	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)	自治体を実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業が47%、販売業38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱う動物種も最多は犬猫等の哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、動物種間で必要とされる知識も異なる。その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」(平成22年8月～平成23年12月)で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかとの指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。	全国で共通的に周知すべき内容に関する自治体の事務負担が軽減されると共に、各自治体の判断で研修の実施回数や講義内容を設定できるようにすることにより、全業種・全動物種に対して、画一的な研修会参加義務を課すのではなく、問題の多い業種・問題の多い動物種を取扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特段問題のない業種等は頻度を低くするなど、地域の実情に合わせた効果的で効率的な研修の実施が可能となる。	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	環境省	関西広域連合(共同提案)京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、北九州市	北海道、福島県、いわき市、千葉県、新潟県、長野県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、北九州市	○本県においても法令上の規定どおり、年1回以上、動物取扱責任者に対する研修を実施しているが、小規模とはいえ数百人を超える対象者全てを受講させるためには、個別指導も含め複数回の開催が必要であり、研修会の開催費に加え、研修資料の作成など各担当職員に係る負担は大きい。 また、施行規則で定められている研修項目中の関係法令については、改正があった際の伝達で十分とも考えられ、さらには、立入検査や通知での情報提供でも可能であると思われるが、現行制度上、通知等の情報提供のほかに、毎年同時期の研修でも変わらない内容を提供している。 動物取扱業者にとっても、当該研修会で、自治体に対し常に新しい情報の提供を期待するところが大きいと思われるが、現行制度では自由度が少なく、自治体または事業者双方に有益な研修の実施が困難であるのが実態である。このため、法令で研修の回数や項目を規定するのではなく、地域の実情に合わせた開催が可能となるよう見直しが必要である。 ○本市においても動物取扱業の割合は、保管業が50%、販売業が38%、貸出1%、訓練6%、展示5%と偏りがあり、また、哺乳類以外の鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、業種間、取り扱う動物種間で必要とする知識は異なっている。その中で、参加する事業者からは毎年、必要としている知識と講義内容が希薄しているとの申し出が寄せられており、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられていることが、研修のマンネリ化を招くとともに有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 また、独自の研修教材作成や講師の手配についても事務的負担となっている。 ○現行の制度では、業種(業態)や取扱動物種に問わず、同一内容の研修受講を年1回、義務づけている。本県では、約250名以上の受講対象者がおり、県下4会場まで日程を変え実施している。また、実受講者に対しても個別講義の実施など担当職員の事務負担も大きい。 講習内容についても、各業態や取り扱う動物種が近年、多様化しており、受講者の求める研修内容についての要望も様々である。また、動物園、動物病院などには、獣医師など専門分野の高等教育を受けた有資格者もいることから、受講そのものの必要性を問う意見もある。 このことより、業種別や保有する資格により、受講する研修内容や頻度を全国で統一した内容に整理し、効率的な研修を実施できるよう制度の改正が必要であると考える。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
302	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る 主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)
135	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る 主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考えられる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)
303	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る 主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)